

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成28年9月9日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越守君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 惠美子 君
監 査 委 員	
事 務 局 長	土 井 清 君
農業委員会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
---------	---------

庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成28年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成28年9月9日(金) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第66号 牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 日程第 2. 議案第67号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第68号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第69号 平成28年度牛久市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5. 議案第70号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6. 議案第71号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7. 議案第72号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8. 議案第73号 土地取得について
- 日程第 9. 認定第 1号 平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10. 議案第76号 平成28年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11. 議案第77号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12. 意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第13. 決議案第3号 牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について
- 日程第14. 決議案第4号 大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について
- 日程第15. 休会の件

午前10時07分開議

○議長（市川圭一君） 本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第76号及び議案第77号の2件、決議案第3号及び決議案第4号の2件が提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第66号ないし日程第8、議案第73号の8件、日程第9、認定第1号の1件を一括議題といたします。

○
議案第66号 牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について

議案第67号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第69号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第70号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 土地取得について

認定第1号 平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（市川圭一君） これより、議案第66号ないし議案第73号の8件、認定第1号の1件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第66号についての質疑を許します。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 議案第66号について何点か伺います。

まず、この条例制定の背景をお示しいただきたいと思います。これは、上位法が変わったとかそういう関係もあったのかどうなのかということも含めてお願いいたします。

それから、クリーンセンター開設に当たって、本来、私はこうした手続条例ができていなか

ればいけなかったのではないかというふうにもいろいろ調べてみると思った次第なんですけれども、クリーンセンター開設のときには周辺に対する生活環境影響調査をどういう形で周辺の皆さんにお知らせになったのかと、そういう手続についてもお願いいたします。本来はそうした手続を経て運用開始ということになると思っておりますので、その点です。

それから、その後調査を毎年コンサルのほうにこうした生活環境影響調査を行っているというふうにも思っておりますけれども、その調査結果というのはどういう形で示されていたのか、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） それでは、須藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、条例制定の背景についてでございますが、条例制定につきましては、廃棄物等処理に関する廃処分法という法律が改正になりまして、これは平成10年に改正になっております。その改正に基づきまして、このたび16時間から24時間に運転時間を延長することによってこの周辺の生活環境の調査をした結果の縦覧を1カ月間するというようなことでございます。

それとクリーンセンターの開設に当たり、この条例が周辺に知らせていたのかということでございますが、これは開設以来こういう生活9項目、土壌の調査、水質の調査、大気の調査、排ガス調査、焼却灰の調査、騒音レベルの調査、臭気の指数調査、振動の調査、それと大気中の有機物等の濃度の測定という9項目の調査を毎年行っております。この調査結果につきましては、奥原地区の環境整備推進協議会の総会でお知らせするとともに各戸に回覧で奥原地域の皆様にはお知らせしているというところでございます。

以上のように毎年お知らせして、コミュニケーションを図っているというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） では、今回はそうした稼働時間の変更をするに当たって特にこうした条例を制定する必要があったということで理解してよろしいのかということと、それと今調査項目をお示しになってくださったんですが、最終処分場の場合は地下水、そういうものも調査対象ということになっておりますけれども、この点は中間処理施設ということになっておりますので、牛久市の場合はその対象になっていないということで理解してよろしいのか。また、その点のあの辺の地域というのは少し弥遠になっているようなことになっていると思うんですけれども、そうしたクリーンセンターだけではない影響があるかもしれないんですけれども、そうした地下水ということに関する何か市のほうに相談というのはなかったのか、その点をお尋

ねいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 再度の御質問にお答えいたします。

今回の調査は、時間の変更が理由かということで、そのとおりでございます。24時間運転にするための生活環境に与える影響の調査を縦覧をかけるということです。

それと、水質、地下水の調査、これは水質調査を毎年実施しておりますので、これは水質調査の中で地下水の調査になります。これもあわせて毎年実施して地元の方に公表して御理解いただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第67号について数点お尋ねいたします。

まず、今回改正する前、今まではどうだったのかということ。

それと、今回期間を定めるということですが、このことにより何が変わってくるのか。

それと、組合との話し合いはどうなのかということ。

それと、人事評価の結果に対して例えば不服の申し立てなどはできるのか。この点について伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） それでは、数点の御質問にお答えいたします。

今回給与条例の変更でございますが、こちらは人事評価、今までは勤務評定と申しておりましたけれども、こちらの期間を変更するものでございます。現在なんです、今までは6月期、12月期と2回我々の場合には賞与がありまして、その6月1日と12月1日が基準日となっております。そちらを基準といたしまして、その基準日前の半年間を評定期間としておりました。ですので、それぞれ6月と12月を基準に6カ月前ですので、現在は6月から11月末までが前半、後半が12月から5月の期間となっております。今回上程させていただいております条例案は、今は年度をまたいで評定をしている期間となっておりますので、これを1年度内に入れるということで、4月から3月末日までを半分に分けて評定をするということに変えております。それは、後期、特に後半の部分ですけれども、今現在は12月から5月の勤務評定期間を設けておりますので、途中で12月から5月となりますと、4月の人事異動等によりまして評定者がかわったり、あるいは本人が昇級して評定の成績の基準となる管理職で

あるとか、一般職であるとかで評定内容が変わりますので、そういったものもありますので、今まで評定がどちらかという複雑となっていたということで年度内におさめて評定者も同じ評定者が行う評定の期間を職場も同じ職場だということで変更をしております。

それから、2点目の組合でございますが、こちらは組合とは合意をしております。

3番目の不服申し立てにつきましては、もちろんこちらは設けております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、部長の答弁でこの内容については理解することができました。

つまり、今までは年度をまたいでの評価だったのを今度は4月から3月までという期間を設けて、その評価をするということだと理解しました。

また、1点伺いたいのは、不服の問題につきましてはできるということなんですけど、その方法はどのようにするのか伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 評定の不服につきましては、相談窓口を人事課に設けておりまして、そちらに本人が申し出ていただきます。そして、人事課で面談いたしましてそれを上に上げていくような形となります。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第69号について若干質問いたします。

まず、10ページ、11ページです。

民生費の児童福祉費の中の0115ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金等を支給するという460万円の増額補正です。これは、当初予算で500万円計上されておりました。対象者がふえたのではないかとと思われるが、その増の理由です。それと、状況。そして、この事業内容。それと就業の状況など、この給付金を受けることによって就業に結びついたかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、12ページ、13ページの教育費の中学校費0104牛久南中学校の校舎を大規模

改修するという。実施設計なんですが、市民の方からもこの南中というのはかなり古くなっているんで特にトイレの改修とかの要望等が私どもにも届いておりますが、大規模改修の実設計なので細かなことはこの次になると思いますが、トイレの改修などが含まれているのか、わかっている内容を伺いたいと思います。

それと同じ教育費、14ページ、15ページ、教育費の中の保健体育費の中の0112の牛久運動公園に武道場を新設する、3,300万円。これも実施設計ということなんですが、この内容について多少は理解するものなんですが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） それでは、私のほうからまず補正予算書の11ページにございます民生費児童福祉費の中の児童福祉総務費、事業番号が0115です。ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金等を支給する事業の増額の理由でございますが、この制度はひとり親が看護師等の国家資格を取得することで就業が有利になったり、自立安定した生活をするために就業期間中に給付金を支給していくと、要は学校で勉強している間、就業ができないということで、それに対して給付金を支給するというものでございます。これまでの制度は2年間に限って国家試験を受けるための専門学校と勉強する期間に給付を行っておりましたが、国のほうで制度改正がございまして、この期間を3年間に延長するというふうに制度が変わったものでございます。これに伴いまして、牛久市ではこれまで4名の方がこの制度を利用して国家試験に向けた取り組みを進めておりましたが、今年度2年目で終了となる方もいたわけですが、それが3年間に延長されたということで、これがもう1年延長されてくるというような状況になったために今回増額の補正をさせていただいたということでございます。

あわせて牛久市としましては、8名の方がそれによって受給対象となっているという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私からは、同じく補正予算の御質問のうち、まず12ページ、13ページの最下段、中学校費の0104牛久南中学校校舎を大規模改修するの実設計の内容ということでまずお答えいたします。

御質問にありましたトイレの改修はもちろん入っております。今回の実施設計につきましては、全面的な改修ということで外壁、内装、トイレ等々、大規模な改修、改造を行うということで設計費を計上させていただいたものでございます。

それから、2点目。次のページ、14、15ページの同じく教育費の保健体育費の中の武道

場を新設するという事業の実施設計でございますが、こちらにつきましては、御存じのとおり、平成31年開催が予定されております茨城国体の空手道の会場ということで牛久市が決定しているわけでございますが、空手の本大会自体は体育館メインアリーナで行うことということになっているわけですが、実際に大会を実施する上で47都道府県の選手団のアップ会場、控え室といったスペースを当初仮設のテント等で計画をしておいたわけなんです、それに対して空手道の県連盟やさらにその上部団体、日本空手道連盟から常設施設での準備というものをしていただきたいといった指摘がございまして、そういった経緯から今回常設の武道場施設というものを建設する上で実施設計を計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

ひとり親家庭のところで国のほうでも2年ではなくて3年ということで、延長ということで、今回の増額補正ということになったということなんです、この方たちはまだそうすると現在学校に通われて資格を取得するためにいるということなんです、この方たち、先ほど当初4名だったのかどうかですね。そして、今8名の方というふうに答弁があったんですが、この周知方法などはどのようにされていたのか。それと今8名の方たちが今後の就業に向けていろいろと勉強に励むということなんでしょうけれども、その辺の給付金の状況などが今後変わらないものなのかどうか、その辺もちょっと、国の動向等もあると思いますが伺いたいと思います。

南中のほうなんです、これはいつごろから、期間ですね。工事期間がどのぐらいからスタートするのか、それによって子供たちの教育環境等に影響が出るのではないかとと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

それと、武道場のことなんです、建設される場所はたしかテニスコートの裏というふうに聞いていました。あそこは少し傾斜の位置ではないかと思いますが、その辺も含めて建設の何も支障がないように多分やられるんでしょうとは思いますが、その辺の実態をもう少し伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

まず、牛久市のこの給付に対しまして、これまで1名の方がこの制度を利用しまして、国家資格を取得されて、これは病院のほうですけれども、病院に就業された方が1名いらっしゃるということでございます。

それで、現在給付を受けている方につきましては、まず平成26年で4名の方が給付を受け

ておりまして、その方たちが継続して2年目、平成27年、去年ですね、これを受けていた。そしてまた、新たに2名の方が新規でこの制度を利用されているということ。それとあわせて本来であれば平成26年から受給した人は平成27年度で終了という制度でございましたが、1年延長されたことに伴いまして、引き続いて4名の方、それと昨年度新規で給付を受けた方が2年目ということで今年度6名、それとまた新たに今年度2名の方がこの制度を1年目という形で受給しているという状況がございます。また、この制度につきましては、国のほうでひとり親家庭の方に対する自立を支援していくということで、制度が拡充されたものでありますので、今後も引き続き現段階で行われているというふうに考えております。

なお、これに対しての周知方法につきましては、市の広報紙、あるいは現況届ですね、ひとり親になったときの現況届を出されたときにこういう制度に対するお知らせをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、遠藤議員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

まず、南中学校の実施時期についてでございますが、現時点では来年度、平成29年度と30年度の2カ年で工事を実施していきたいということで、考えているところでございます。

工事期間につきましては、やはり子供たちの環境に影響が極力出ないようにということで、夏休みを中心にやっていく予定ではございますが、何せ規模が規模ですので、若干授業が始まる9月等にも影響が出るということは懸念されるところでありますが、極力子供たちに影響が出ないような形で工事の実施時期等の検討をしていきたいと考えているところでございます。

次に、武道場の建設場所ということでございますが、議員御指摘のとおり、現時点ではテニスコートの脇、今現在は樹木がたくさん生えている山の部分を計画しているという状況でございます。一部傾斜地がかかるかどうか、まだ基本設計もしっかりしていない状況ですので何とも言えませんけれども、仮にそういう部分にかかったとしてもそういったところを上手に利用して、一般質問でも若干御答弁させていただきましたが、避難所としての機能も含めて建設を考えているということで、市長のほうからペットなども一緒に避難できるような、そういう施設もつくるようにということで、指示を受けておりますので、そういったところにうまく活用できればなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。17番鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 決算認定についてです。

池辺市政において決算特別委員会で私は質問を重ねてきました。それで、今回の平成27年度の決算認定に当たっては、池辺市政最後の決算が組まれていると判断いたします。これまで幾つかの疑問を持っていましたので質問をしたいと思います。

1つには、池辺前市長は牛久市の財政は破綻する。このままでは夕張のようになる。財政を立て直すために市債の残高を減らす。ひたち野うしく中学校の建設はしないと財政破綻を旗印に切実な市民要求を抑え込む手段をとっていたと言わざるを得ない状況が続きました。また、当初予算にないもので補正予算を他の自治体では考えられない規模で組んできました。平成27年度の決算を見ても、経常収支比率91.0%、実質収支額は11億2,329万円、実質収支比率7.5%、実質公債費比率2.4%、将来負担比率は計上されない等々、決して牛久市の財政が破綻するような状況ではないと考えます。これは毎回決算ごとに私どもはおおむね良好という形で大野市長時代から牛久市の決算状況について、そのような指摘をしてきたところです。

そこで、これらの比率は過去15年間を見てもそれほど変化はないと思えるのですが、現在市としてはどう捉えているのか伺います。

また、市債についての考え方についても伺いたいと思います。

2点目としまして、積立基金について。平成27年度末の残高、これは土地開発基金等12億及び特別会計を除いて42億1,000万円ですが、基金についてはどのような状況かということについてお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの鈴木議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、御指摘されましたとおり実質公債費比率は2.4%となっております、年々改善はされております。将来負担比率につきましても現時点での検出というのはなく、これらを見ますとすぐに破綻の危険性は低いものと判断されております。ただ、経常収支比率9.1%につきましては、決していい値とは言えません。また、先日お配りしました税収10カ年の見込みによりますと、10年後の平成38年度は単年度で約8億円の減収となっております。これらを見ますと決して安心できる状態ではございませんが、今すぐ破綻するというような状況にはございませんので、ただ決して油断できる状況ではないため、しっかりと今後も計画的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

また、市債についての考え方なんですけれども、現在建設中のひたち野うしく地区の中学校建設など、大規模な投資事業の実施に当たりましては、現在かなりの低金利の経済状況からしても市債の活用というのは考えております。今後につきましても大型事業完了までの間、一時期には市債の発行額というのは増加すると思います。ただ、こういった市債にばかり頼った財政運営ではなく、大型事業が完了するまでの間でありますほかにも、国や県からの補助金を有効に活用しながら最大限に活用していきたいと思っております。

それと、2点目の積立金につきましては、現在普通会計の基金残高が41億1,000万円ということなんですけれども、例えば隣の龍ヶ崎市、こちらは64億2,000万円ほどございます。近隣市町村と比べると少ない状況ではございます。平成26年度決算時ではございますが、牛久市の積立金残高比率は30.9%で県内の44市町村中38番目と低くなっております。これにつきましては、県のほうからも牛久の場合少し低いのではないかという御指摘もございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 財政運営は、方式ですけれども、全国で比較できる総務省方式があり、決算カードも配付されておりますけれども、この決算カードについてもどこの自治体のホームページでも公表され類似団体等の比較もできるようになっているわけですが、池辺市政においては牛久方式とか道路などの資産をゼロとして計算するちょっと特殊なやり方かなと思われることがやられてきたわけなんですけれども、この貸借対照表の牛久方式、これを今後も続けるのかどうか伺います。

それから、積立基金については、過去においてはバブル崩壊時期、特に自治体の財政運営は単年度収支なのだからということで、いわゆる基金についての考え方、ため込み金として基金

の過度な積み立てを抑制する考え、そういうものもあったと記憶していますが、現時点でその点についてはどのように考えるかということをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問の答えの前に先ほど私、基金の残高を41億1,000万円と申し上げたと思います。大変失礼いたしました。42億1,000万円で訂正していただきたいと思います。

それと、財務分析につきましては、確かに近隣市町村と比較できるものが第一と考えております。他市町村と比較することによりまして牛久市がどの位置にあるかということを考えながら市政運営に取り組むことができると考えております。

公会計につきましては、国から統一基準が示されておりますので、基本的には全国の自治体と同基準での作成に取りかかることから当面は他市との比較可能な統一基準の作成で考えております。

それと、積立基金につきましては、公会計からいいますと牛久市の公共施設はかなり老朽化している状況でございます。県内でもかなり低い位置に位置しております、こういった将来のリスクに備えるためにも積立金は必要であるものと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 決算認定について確認したいことがあります。というのは、当初予算になかった武道場の建設等を含めて大きなお金が出ていくようになったことですが、実質債務負担比率というのがありますが、これは地方債と債務負担行為額を合わせて標準財政需要額で割ったもの、これは目安として100%程度が適当と言われているんですが、昨年度の決算でいくと171%ということで非常に高くなっているわけですね。これがさらに高くなる可能性もあるというふうに考えられます。

また、実質的将来財政負担比率というのがあります。これは先ほど言いました地方債残高、債務負担行為残高から積立金を引いて標準財政需要額で割ったもの、これは50%から100%程度が目安というふうに言われておりますが、これも161%と高くなっております。

これは5年程度を見ましても牛久市はこの比率が非常に高くなっているんですが、この点について将来的に借金を返済していくに当たってどのように財政課としては考えているのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 御指摘のとおり、現在中学校の建設、それと当初予算にはございませんでした武道場建設等、大変大きな事業も含めまして現在財政負担の見込みをつくっ

ているところでございます。あくまでも試算値ではあるんですが、将来負担のピークというのは平成31年度、このときに将来負担比率が11%前後となる見込みでございます。早期健全化基準につきましては350%というのがありますので、現時点でこれと比較するということはできないと思うんですけども、これをとりましてもとりあえず今の時点で破綻するといったことは考えにくいものと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先ほど同僚議員のほうからも言われましたけれども、牛久市の決算は毎年10億円以上のお金を残しているということ、それらから比べると県のほうからすれば財政調整基金が少ないなどという指摘もあるようですが、これは当初予算の策定の仕方できく変わってくると思うんですね。これは今そんな話をしてもしょうがないので財政調整基金をある程度ふやすためにも当初予算というものを綿密に行っていく必要があるのではないかと。ちょうど地方財政法上、財政調整基金は20%以内という決めもあるようですから、牛久市においてもやはり20億ぐらいの積立金はそれなりに必要なと思っております。この点について、もし財政課のほうとして何らかの今後の方針があればお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 御指摘のとおり、今まで当初予算の編成の時期に綿密な計画というものでなく、1年間全体を捉えまして補正予算というものをかなり進めてきたところがございます。そのほかに市債につきましても基金をふやすためにはある程度市債を発行しまして、また過去に借りた高金利の市債等の借りかえ等も検討しながらやっていきたいと思っております。今後は市債の残高だけではなくて、償還の管理とか、そういったものを含めまして厳しく管理しながら財政調整基金とか、そういったものの積み立てのほうを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第76号及び日程第11、議案第77号の2件を一括議題といたします。

議案第76号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 現在上程しております議案に加え、本日2件の追加議案を上程いたします。

議案第76号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に4,610万円を追加し、予算の総額を269億9,212万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件は、下水道事業特別会計の操出金の計上であり、8月20日に柏田町内における岡見ポンプ場からの下水道圧送管の一部が破損する事故が発生したことに伴い、現予算の一部を流用し緊急対応を行ったことから必要見込み額を補填するものであります。

なお、財源につきましては全額財政調整基金から繰入金で措置を行うものであります。

議案第77号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に4,610万円を追加し、予算の総額を25億9,057万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件は、議案第76号において説明したとおり、下水道圧送管破損事故復旧工事の緊急対応に伴い、利用で対応した事業費を補填するものでございます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第76号及び議案第77号の2件について順次質疑を許します。

初めに、議案第76号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 76号議案につきまして、2点ほど確認を含めてお尋ねしたいと思っております。

先ほど会議が始まる前に部長や市長のほうからこの件の内容について説明がありましたが、原因についての説明がございませんでした。そこで、この破損の原因は何なのかということについて確認を求めておきたいと思っております。

それから、補修につきまして、これまでと同じようなFRPという強化プラスチック複合管で補修をしたものだというふうに思いますが、それで今後の再発防止ができるのかどうか、その点について確認を求めておきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 石原議員に申します。

77号での多分質問になるかと思うんですが、76号は下水道操出金になりますので。よろしいでしょうか。

○15番（石原幸雄君） 大変失礼しました。

○議長（市川圭一君） それでは、再開いたします。

議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 大変失礼いたしました。

質問を再度繰り返して述べさせていただきます。

市長、部長の説明の中では原因についての説明がございませんでしたので、それをどのように考えているのかということが1つです。

それから、あわせて補修にはこれまでと同様のFRPを使ったと思われませんが、それで再発の防止ができると考えているのかどうか、その2点についてまず確認を求めたいと思います。

大変失礼しました。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 2点の御質問にお答えいたします。

1点目でございます。破損の原因は何かということでございますが、原因につきましては、現在不明ということでございます。今回の復旧工事に当たりまして管材メーカーだとか、施工業者等いろいろ集まりましたけれども、今回FRP管が長さ約90センチ、幅50センチという形で破損いたしましたけれども、その原因については現在のところ不明でございます。

それと、破損個所の補修方法ということでございます。今回破損したのはFRP強化プラスチック複合管という管でございます。この補修に当たりましては、その破損した1本6メートルになりますけれども、それを内径60センチの鋼管にかえまして接続をしてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今部長のほうから原因については不明という答弁がありましたが、これはやはり大事なことだと思うんですね。しっかりとやはり原因究明をしないと今後のことも含めて大変なことになるんじゃないかなと思います。

そこで、市長に確認の意味でお尋ねいたします。

原因究明について不明ということではなくて、しっかりと探求していくというか、原因を突きとめるための作業をする意思があるのかどうかお尋ねをいたしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 物事の現象には原因がないということは、まずこの世の中ありません。何かしら原因があるからそういう状況になるのが現実であります。ただ、今回の件ではメーカ

一からも私も聞きますと、今までそういうことはなかったという事例でございます。1つ考えられることは、5年前の大きな地震があったときに地殻の多少の変動がございました。そのときに少しのあつれきができて、それは結構圧力がかかるものですから、それについての一番弱い部分からそうなったんじゃないかという現場からの話を私は聞いております。それで、そのポンプ場からの圧力が強過ぎるのではないかという話もしましたが、容量以内の圧力でやっていますので現在のFRPの管でしたら問題ないという話を聞いています。ただ、私も先ほど言いましたように、水道なんかの漏水関係だったら調べる機械とかあるんですけども、汚水に関してはそういうこともないというので、今の時代できないということはないと思うのでいろいろな検査機関、そういうものに対してもう一度しっかりと、仮にこれがもうちょっと都市部で起こった場合はこれはもうとんでもないことになりますので、おかげさまで2次被害もなく、近所の方の休耕地に入ったので御迷惑かけましたけれども、ただ、あそこで幸いだったのかなという安堵の気持ちと、これから都市部で起こったらどんなふうになるんだということ、しっかりと対応して、確かに地震とかそういう大きな災害になった場合はもう一度そういう汚水管、それから水道管にしても確認するというので、これからの対応の仕方というのをもう一度全庁的に調べまして、またメーカー、そしていろいろな事例を調べながらこれからの対応に当たっていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今回の事故の原因がはっきりわからないということですが、これまで先ほど同僚議員が言われたように大変な問題に発展する可能性もあります。ほかのところも含めてですね。実際にこの原因について調査はしているでしょうが、何らかの形で委託をして明確な原因というものを確実にする必要があると思うんですが、そういう調査、委託調査はしておられるのかどうか。それと、ポンプ場も幾つかあるわけですが、これまでのポンプ場の管理体制はどうなっていたのか。そしてまた、労働安全法とかを含めると定期点検という必要もあるのではないかと思います。それと、当然定期点検をやっていれば前兆というものがある。11の話でいきますと、もう5年も前の話ですからそれなりの兆候はあったのではないかと思います。原因調査等も含めて担当課の答弁をお願いします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の1点目の委託調査ということでございますけれども、8月20日に事故がありまして、その路線について我々も同じような管を使っておりますので、破損箇所が今後ふえることのないよう心配しております。そんな中で管材、現在の状況がどうなのかというところは現在調べておりません。また、そういった調べる方法がないかということで検討しております。

施設の管理体制ということだと思いますが、ポンプ場、また市内にたくさんのマンホールポンプ室がございます。これらについては、施設の管理会社にも委託して日常的な管理、定期的な管理をしてございます。また、ポンプ室等につきましては、故障等、満水等そういったものが発生したときには通報されるような仕組みになっており、その通報があれば職員のほうも現地に赴き対応しているところです。

それと、定期点検につきましては、ポンプ場等大きな施設はポンプ場の保守管理会社に委託しながら点検を行い、日常点検等を行いながら機器の安全等、故障等がないことを確認しながら進めております。

それと、最後の御質問だと思うんですが、原因調査、今回の破損の原因ということだと思います。私どももなぜ破損したのかということとは非常に、原因を知りたいという気持ちも非常にございます。現在、その圧送管の破損事故があった路線については同じ管種を使っております。そういった関連からこの原因がどういったものであるのかというのを突きとめるための方法というものを関係機関等と相談しながらどういう方法があるか、そういうものを調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 管理会社のほうで定期点検等を行っているということなんですが、では岡見ポンプ場はいつ定期点検やったのかという問題ですね。

それと、原因調査ですが、配管の疲労度ですね。こういうつなぎ目とか、そういったところというのは、水道においても公共下水道においても同じようなものだと思うんですが、ただその基準がないということで。ただ、もし3.11が原因ということであれば配管のつなぎ目の疲労度ですね、特にポンプ場の疲労度というのは調査する必要があるのではないかとと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設次長長谷川啓一君。

○建設次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

ポンプ場の維持管理につきましては民間業者に委託しておりまして、毎月1回のポンプ機器、操作盤等々の点検はしております。しかしながら、配管につきましては調査の委託をしていないという内容でございます。今回配管が破裂いたしましたので、調査機関では調査しておりません。

それと、疲労度ですね。疲労度につきましても、先ほど市長、部長のほうから答弁がありましたとおり、我々のほうでもどこの機関でどのような形で調査ができるのか、その原因究明も含めて下水道施設全体として長寿命化計画も行っておりますが、今後それも含めて早急に原因

究明については我々のほうでもすぐにやりたいと、研究所等々に今問い合わせをすることができるかできないかということ今問い合わせしているところですけども、今明確に答えることができませんが、疲労度、原因については究明したいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12、意見書案第6号を議題といたします。

—————○—————

意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） これより、意見書案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13、決議案第3号を議題といたします。

—————○—————

決議案第3号 牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 決議案第3号について、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

周知のように、退職した職員及び特別職が再就職をした場合、もとの職場の職員に対して職務上の要求や依頼をすることが想定されるが、これを防止する一環として地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることになった。

一方、本市の3月定例議会では、「元上司や元職員から同法に違反した行為があったかどうか」との同僚議員の質問に対して、市長は、「そのような事実があった。それは私に対する侮辱行為でもある」と答弁をされた。

他方、本年5月25日、稲敷地方広域市町村圏事務組合の臨時議会において、退職職員が現役の職員に対して職務上の特定の行為をするように、またはこれをしないように要求することや依頼することを禁ずる旨を内容とする退職管理に関する条例が全会一致で可決された。

ところで、本市には「牛久市不当要求行為等対策要綱」が制定されているが、この要綱は、主に反社会的勢力等を対象とするものであり、職員であった者や特別職であった者を想定していないことから不十分な点が多いと判断する。

そこで、本市においても職員及び特別職を対象とする退職管理に関する条例を制定するよう求める次第である。

以上、決議する。牛久市議会。

以上であります。

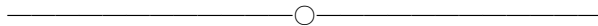
○議長（市川圭一君） 以上で15番石原幸雄君の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第3号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14、決議案第4号を議題といたします。



決議案第4号 大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 決議案第4号の説明理由を決議案の朗読をもってかえさせていただきます。

格差と貧困が深刻化する中で、奨学金問題がクローズアップされてきています。厚労省の統計では、本年3月の生活保護受給者数は217万4,331人、世帯数で162万2,458世帯と、ともに過去最高を更新しました。特に働くひとり親世帯の貧困率は54%と、いわゆる先進国グループの中で最悪の状態にあります。

この貧困の連鎖から子供を救うために必要とされているのが、教育、生活、保護者の就労などに対する支援であります。特に国内総生産GDPに対する公財政教育支出（全教育段階）での比率が3.3%と、いわゆる先進国中最低クラスという教育支援の状態を何としても変える必要があります。

いわゆる先進国の中で、大学の授業料の無償化と給付型の奨学金で両方ともないのは日本だけであります。今や日本の大学生の2人に1人が貸与型の奨学金制度を利用し、卒業してもアルバイトや派遣労働者だったりして収入が少なく、返還が行き詰まる人は多く、3カ月以上延滞している人は昨年度約17万3,000人に上り、信用保証機関のブラックリストに登録され、社会生活に支障が出ることもあるといいます。

牛久市では、給付型の奨学金として交通災害遺児等奨学金（小・中校生等を対象に月3,000円）と一般奨学金（高校生等を対象に月6,000円）があります。しかし、格差と貧困が深刻化する中で、これらの奨学金制度の拡充、すなわち対象を大学生等に広げ、奨学金額をふやすことが求められます。国も大学生に対する給付型奨学金制度の導入の検討を始めていますが、国の施策を待つのではなく、自治体が住民の福祉、教育、環境を守るために独自に施策を掲げるべきと確信します。

根本市長は、既にさきの市議会で「奨学金の額や支給対象者などについては、調査、研究していきます」と今後の改革を表明しています。牛久市が、教育に力を入れている自治体として光り輝く存在となるためにも、大学生を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を強く求めるものであります。

以上、決議する。

○議長（市川圭一君） 以上で7番杉森弘之君の提案理由の説明は終わりました。

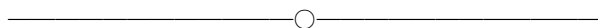
これより決議案第4号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号ないし議案第73号、議案第76号及び議案第77号の10件、認定第1号の1件、決議案第3号及び決議案第4号の2件、意見書案第6号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託いたします。つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、9月23日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第15、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす10日から22日までの13日間は、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす10日から22日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時16分散会